



新理事長紹介

役員改選により、下記の方々が新理事長に選出されましたので、ご紹介します。

鹿角市花輪大町商店街振興組合（鹿角市）
理事長 川口 智さん

組合員名：川口時計店
役 職：代表
改 選 日：令和元年5月29日

二ツ井町商業協同組合（能代市）
理事長 工藤 聡さん

組合員名：合資会社こまがたや
役 職：代表社員
改 選 日：令和元年6月19日

秋田県自動車整備商工組合（秋田市）
理事長 三浦 廣巳さん

組合員名：秋田日産自動車株式会社
役 職：代表取締役会長
選 出 日：令和元年6月19日

秋田自動車事業協同組合（秋田市）
理事長 佐藤 功さん

組合員名：秋田三菱自動車販売株式会社
役 職：代表取締役社長
選 出 日：令和元年6月21日

－会員組合の皆様へ－

本コーナーでは、会員組合の理事長交代について紹介しております。新しい理事長が選出された場合は、本会総務企画課(☎018-863-8701)までお知らせください。

■防犯向上を目指す不審者対応訓練を実施

～秋田県遊技業協同組合～

～秋田中央遊技業協同組合～

秋田県遊技業協同組合(松岡信吉理事長)では、業界環境の急激な変化に対応するため時機に応じたテーマのもと研修会等を開催して「より安心安全・適正」なホール運営のための環境向上に努めています。

多様化する不測の事態を想定し、ホール内で顧客に安心して遊技を楽しんでいただくための防犯向上を目指す不審者対応訓練を7月11日(木)、秋田臨港警察署において実施しました。この訓練は、秋田中央遊技業協同組合(新井弘泰理事長)との共同主催で行われ、秋田市内31ホールから25名が参加しました。秋田臨港警察署の署員からの指導で、参加者全員が防犯用具「さすまた」を使用して不審者を抑え込む

実践を学び、防犯意識を高めました。この訓練は行政の協力を得ながら全県の各支部で開催することにしています。

なお、防具の「さすまた」については組合と各支部の予算で購入し各ホールに配布しています。



[訓練の様子]

連携体による地域活性化への取組事例！先進事例セミナー参加者の募集

本会では、全国で先進的な取組みを実施している連携体の事例を研究し、組合の共同事業の活性化や新たな連携体の構築に繋げるための先進事例セミナーを開催します。今回は、静岡県浜松市で「うなぎいも」の生産と販路拡大、地域活性化を実現している事例について学びます。

日 時：9月11日(水) 午後2時～4時
場 所：ホテルメトロポリタン秋田
テーマ：連携組織による地域資源のブランド化
～うなぎいもで地域活性化～
講 師：うなぎいも協同組合
理事長 伊藤 拓馬 氏
申込締切：9月4日(水)
問い合わせ先：本会横手支所 ☎0182-32-0891

支援団体活動レポート

令和元年度通常総会を開催

～あきたレディース中央会～

6月25日(火)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、あきたレディース中央会(団体会員3組合、個人会員15名、藤原恵美子会長)の通常総会が開催され、会員等10名が出席しました。

総会では、平成30年度事業報告書及び収支決算のほか、全号議案が満場一致で承認・可決されました。任期満了による役員改選では理事5名、監事1名が選出され、会長、副会長に次の方々が就任しました。

会長 小畑 良子 氏
(大館市大町商店街振興組合女性部)
副会長 鈴木 孝子 氏(長沼禅苑企業組合)
同 加藤美津子 氏
(株式会社加藤保険サービス)

総会終了後には、顧問に委嘱された藤原恵美子前会長を講師に「男女共同参画について思うこと」をテーマとした交流サロンを実施しました。



[総会の様子]

令和元年度通常総会を開催

～秋田県中小企業青年中央会～

7月24日(水)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、秋田県中小企業青年中央会(団体会員28組合、個人会員3名、東海林正豊会長)の通常総会が開催され、会員等39名が出席しました。

総会では、全号議案が満場一致で承認・可決されました。総会終了後は、4組合の青年部から平成30年度に実施した青年部研究会の事業実施報告が行われ、参加会員は他の青年部の取組みを学ぶことで刺激を受けた様子でした。



[総会の様子]

令和元年度通常総会を開催

～秋田県中小企業組合士会～

7月26日(金)、秋田市の第一会館において、秋田県中小企業組合士会(堀川深雪会長)の通常総会が開催され、会員等23名が出席しました。

総会に先立ち開催された表彰式では、秋田県中小企業組合士会会長表彰として4名に表彰状及び感謝状が授与されたほか、新たに組合士に認定された2名に認定証書が手渡されました。総会では、全ての議案が満場一致で承認・可決されました。



[総会の様子]

8月は共済制度加入促進キャンペーン月間です

本会では、中小企業・小規模事業者の健全な発展を図るため、大樹生命保険株式会社と連携し、共済制度普及キャンペーンを実施しています。会員組合ならびに組合員の皆様におかれましては、この機会に中央会共済制度を是非ご利用ください。

秋田県中央会共済担当保険会社としてお世話になっております。

大樹生命保険秋田支社長の米澤直樹と申します。

弊社では、永年にわたり秋田県中央会会員組合の傘下企業様向けに「特定退職金共済」・「オーナーズプラン」・「パートナーズプラン」を提供させていただいております。

迎える8月「共済制度加入促進キャンペーン月間」につきましては、普及推進をとおして秋田県の企業様・従業員様に寄り添い、お役に立ちたい気持ちを持って邁進させていただきます。

弊社担当者訪問の折には、共済制度に耳を傾けていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。



中小企業団体中央会を通じて大樹生命は、中小企業のサポートを行っています。



大樹生命と中小企業団体中央会の連携の歴史

大樹生命と中小企業団体中央会の連携は、昭和48年から続く長い歴史を持っています。

当時、世の中は高度成長時代。中小企業は深刻な労働力不足という悩みを抱えていました。そのような中で中国地方5県中小企業団体中央会にて、中小企業の人材確保や定着を図るため特定退職金共済制度が発足。大樹生命は引受保険会社として選ばれて以来、中小企業団体中央会と連携しながら福利厚生制度のサポートを行っています。

想いはともに企業のベストパートナー

中小企業団体中央会は法律に基づく中小企業組合の専門指導機関です。「三人寄れば文殊の知恵」といわれるように、中小企業の方々が集まり組合を作り、企業発展のための第一歩につながるよう日々支援を行っています。

大樹生命は、「いつの時代も、お客さまのためにあれ」という初代社長団琢磨の考えのもと創業以来常にお客さまを第一に掲げた経営を行っています。全国各地に営業拠点を持ち、地元根ざしたライフコンサルタントが長期的な信頼関係のもと地元の企業や個人のお客さまをサポートしています。

◆お問い合わせ：大樹生命保険株式会社

〒010-0001 秋田市中通2-3-8 秋田アトリオンビル10階 ☎018-801-1645

「仕事休もっ化計画」年次有給休暇を計画的に活用しよう(厚生労働省)

暑い夏 メリハリを付けた 働き方で 充実した人生を

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



- 労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与制度」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。なお、下記の時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

今年から、あなたの会社にも「ゆう活^{かつ}」を取り入れませんか。

「ゆう活」とは、日照時間が長い夏は早くから働き、その分早めに仕事を終えて、まだ明るい夕方の時間を有効に活用しようとする取組です。

「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの導入が効果的です。

ゆう活の取組を通じて、業務の効率化が図られ、長時間労働が抑制されるなど、企業にも様々なメリットがあります。



毎月勤労統計調査特別調査へのお願い(厚生労働省)

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1~4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改定審議等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いして調査票を作成いたします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査の重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願いいたします。